

# 北広島町農業委員会第12回総会議事録

事務局 (第12回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7番 6月17日に地区担当推進委員と、譲受人から聞き取りを行い現地調査しました。図面上で言いますと、申請地は譲渡人宅の向かいに位置し、譲受人宅からも近い農地です。現況は申請地と隣の840番で1枚の田になっています。申請地は圃場整備後から現在まで譲受人が耕作をされておりましたが、借地料の支払いが難しいことから売買の話となったようです。譲受人は機械を所有しておりますし、譲受人が引き続き耕作されることから周辺農地への影響はありません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手多数)

会長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

3番 6月15日に11番委員と現地調査を行い、譲受人に聞き取りをしました。譲渡人は遠方におられ、申請地は今まで耕作をお願いしていましたが、この度売買をしたいとのことから申請に至りました。391番2は譲受人の所有農地であり、申請地はその隣になっています。譲受人は機械を所有しておられ、農業経験もありますので問題はないと判断しました。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 15 番 譲渡人は残りの農地をどうされるのか。
- 3 番 残る農地は、山際の畑と譲渡人宅裏の田であり機械が入らないような農地である。自宅とその農地をまとめて売買されたい意向があるため残している。3年前までは自宅裏で畑をされていた。
- 会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手多数)
- 会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 11 番 6月11日に3番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は高齢で耕作困難であることから大型農家等へ農地を貸しておられます。申請地は譲受人宅隣に位置し、耕作に便利であることから売買となりました。譲受人は現在、譲渡人の農地を借りて耕作されており、今後規模拡大を考えておられます。権利移転後はハウスを建てて野菜を栽培される計画です。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 10 番 経営面積について、譲受人の面積は譲渡人の面積が含まれているのか。
- 5 番 含まれていません。譲渡人の面積分が増えるということです。
- 会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手多数)
- 会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について

て事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

5 番 6月13日に地区担当推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は遠隔地に居住しており、耕作困難であることから甥である譲受人へ譲り渡すこととなりました。譲受人は長年申請地を耕作されており、譲り受けた後も引き続き農業に励みたいとのこと。機械、労働力、技術もあり問題ありません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手多数)

会長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2 番 6月16日に15番委員と譲渡人に聞取りを行い、現地確認を行いました。譲受人は父母と共に耕作されており、これまで譲受人が耕作していた譲渡人の農地を譲り受けるため申請されました。譲受人の住所は離れていますが、所有農地は大半が申請地近くにあります。譲渡人の残る農地ですが、現地確認不能地が1筆、畑として残しておきたい農地が2筆、墓地の隣の小さい農地が1筆です。申請地は良好に管理されているため周辺農地への影響はなく、耕作状況は変わらないことから問題ありません。譲受人は父母と共に農業経営をされており、機械を一式保有されていることからすべての農地を効率的に耕作することが可能です。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手多数)

会長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

- 会 長 番号 6 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 7 番 6 月 1 7 日に 6 番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請人は町外在住ですが実家が申請地近くにありますが、申請地には倉庫が建っており、農業用倉庫であると確認をしました。周辺農地への影響はないと考え、許可相当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 1 番 第 1 種農地の不許可の例外に該当するということが、農地台帳上の地目は宅地という整理になるのか。
- 事 務 局 農業用施設届であれば、地目は農地のままなので農地台帳で管理をしていくが、この案件は 4 条転用申請であり、許可後は農地台帳での管理はしない。許可後に法務局での地目変更をされ宅地となれば、農地として管理をすることはしない。
- 会 長 その他にご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 6 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

- 会 長 番号 7 番から 1 0 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 9 番 6 月 1 3 日に職務代理者及び地区担当推進委員と現地調査を行いました。7 番案件は譲渡人の夫が他界し、遠方であることから管理ができないため、8 番案件は譲渡人が高齢であり遠方で管理ができないため、9 番案件は譲渡人が脳梗塞後遺症により耕作不能であるため、1 0 番案件は譲渡人が高齢で耕作が困難になってきたため譲渡することになったとのことです。申請内容について、元農業委員である 1 0 番案件の譲渡人に聞き取り調査を行いました。以前より申請農地が荒廃しており、いい対策がないかと探していたそうです。1 0 年前から果樹を植え草刈りを行い管理していましたが、知人の紹介で

太陽光発電設備業者である譲受人を知りました。職業は会社員となっていますが、電力販売事業を行っている会社の代表取締役です。業者との交渉や昨年6月に申請していた電力会社との契約が成立したため申請されました。周辺農地にかかる営農条件に影響はなく、転用面積も妥当で、近隣住民への説明もされており、許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2 番 1454番は墓地を計画しているのか。

9 番 将来的に墓地を建てる予定ということで外してある。

2 番 1444番には太陽光パネルの配置図から外れているように見受けられるが。

9 番 この農地も計画に入っている。

事務局 申請受付段階でパネルの設置がないことは確認していた。しかし、1444番だけでは狭小であり利用することは難しい。平成29年度の農地パトロールでB判定であり、非農地判断していくべきだが平成29年度調査に基づいた判断はこれからである。

会 長 フェンスの入り口ということではないか。

9 番 フェンスは設置される計画である。町道に並行して川が流れており、フェンスで囲うという話はある。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番、8番、9番、10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

6 番 昭和63年ごろ、譲受人が家を増改築する際に、隣人の譲渡人より譲り受けるため分筆まではされたが、その後の手続きがされていなかった。譲渡人の夫が亡くなり書類を整理していて、手続きがされていないことが判明し適正化を図るために申請をされました。以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2番 6月16日に15番委員と現地確認をしました。図面のとおり住宅と駐車場が計画されております。周辺農地への影響としては、分筆して残る1154番10と1153番2は農地として残りますが、いずれも譲渡人の所有農地であり問題ないと考えます。第3種農地であり原則許可とありますので許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第4号 非農地証明申請について

会長 番号13番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

16番 6月11日に3番委員と現地調査をしました。現地は原野化しており、今年の農地パトロールではB判定としています。図面で見ると申請地は左右の谷の中に位置し、周り高い山になる。奥の方へは立ち入ることも困難でした。申請人へ聞き取りをすると、水路の管理をすることが難しくなり、非農地申請をされました。農地への復元は困難と考え受理妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

1番 ため池があるが、この水の受益地はこの谷のまだ下の方にあるのか。

- 16 番 今も農業用のため池だが、山の中のトンネルを抜けて違うところへ出ている。申請地へも出るが、まったく使われていない。
- 会 長 その他にご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 16 番 6月11日に地区担当推進委員と現地調査をしました。申請地は高台の山林に並行して存在していて、一部は山林化しており、水の確保が難しい状態で長年放置されている状態でした。周辺農地への影響はなく、農地への復元は困難と考え受理妥当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

---

### 議案第5号 農用地利用集積計画について

- 会 長 事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。
- 委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

---

### 議案第6号 農用地利用配分計画について

会 長 内容について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げて説明。）

会 長 それでは農用地利用配分計画について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。  
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長 ⑩

議事録署名者 ⑩

議事録署名者 ⑩